

### 市議会定例会 開会中

日程(予定)  
 9月5日(月)～7日(水)午前10時～ 本会議(一般質問)  
 9月9日(金)午前10時～ 総務企画常任委員会  
 9月12日(月)午前10時～ 教育福祉常任委員会  
 9月13日(火)午前10時～ 環境都市常任委員会  
 9月14日(水)午後1時～ 予算審査特別委員会  
 9月16日(金)・20日(火)・21日(水)午前10時～ 決算審査特別委員会  
 9月22日(水)午後2時～ 本会議(採決など、閉会)  
 ※日程は変更になる場合があります。最新情報は市議会ホームページをご覧ください。  
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴は極力ご遠慮いただき、議会議中継をご活用ください。  
 図 議会事務局・内線242

### 定員になり次第締め切り マイナンバー業務の休日開庁(事前予約制)

予約 ①前日までに市民課☎7185-4326(月～金曜日午前9時～午後5時※祝日を除く) ②3開庁日前までにインターネット予約サイト(QRコード参照) ※交付通知書(はがき)に「インターネットまたは電話で予約可」と記載されている方のみ

場所 市民課(市役所本庁舎1階)

内容 マイナンバーカードの申請(予約不要)・交付(要予約)、電子証明書の更新(予約不要)など

申請時の持ち物 通知カード(申請時回収)、住民基本台帳カード(お持ちの方)、本人確認書類2点

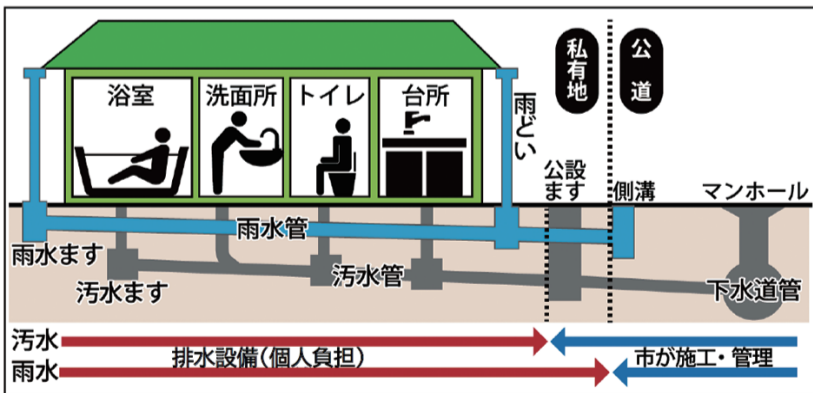
◎本人確認書類 運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付したもの)・パスポート・障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書・健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証・子ども医療費助成受給券・預金通帳など  
 ※15歳未満の方が申請する場合、必要書類が異なります。また、法定代理人の同伴が必要です。  
 ※代理人によるマイナンバーカードの受け取りは、本人が来庁困難なことを証する書類(診断書・障害者手帳など)が必要です。  
 図 市民課・内線693



開庁日時	予約開始日時
9月3日(出)9時～13時	受付中
9月11日(日)9時～13時	
10月1日(出)9時～13時	9月14日(水)9時
10月23日(日)9時～13時	10月5日(水)9時

### 9月10日は第62回「下水道の日」

下水道は、家庭などから出た汚水を手賀沼終末処理場に集め、浄化して自然に返す役割のほか、雨水を速やかに流し水害を防ぐ役割もあります。  
 9月10日は立春から数えて220日目で、昔は二百二十日と呼ばれ大きな台風が来る日とされていました。その雨水を流す役割にちなんで定められた「下水道の日」は、下水道への理解や関心を深めていただく日です。  
 ◎排水設備の仕組み 下水を運ぶ方式は、汚水と雨水を1本の管で運ぶ合流式と、別々の管で運ぶ分流式があり、市では分流式を採用しています。



◎排水設備は早期に設置を 市では、計画的に下水道を整備しています。整備完了区域に在住の方は、排水設備の設置にご協力ください。下水道の処理区域内でくみ取り式トイレを使用している方は3年以内に水洗トイレに改修、浄化槽を使用している方は1年を目安に廃止し、下水道への接続工事をしてください。  
 ◎下水道は正しく使いましょう ・生ごみや油を流さない ・ガソリンやシンナーなど揮発性の高い危険物や化学薬品を流さない ・水洗トイレでは水に溶ける紙を使用 ・汚水ますに雨水を流さない  
 図 下水道課・内線588

### 令和3年度事務事業 事後評価結果

令和3年度に人件費や事業費などの経費を要した941件について、担当部局による事後評価を行いました。改善する事務事業は9件(下表参照)です。厳しい財政状況を踏まえ、事業手法の見直しなど予算の削減につながるものは確実に反映させていきます。  
 詳しくは市ホームページ・行政情報資料室(市役所本庁舎1階)をご覧ください。

改善内容	件数	事務事業名
拡充	2件	ホームページの管理・充実、学校支援事業の充実
廃止	2件	自動交付機設置業務、空き店舗を活用した「お休み処」の充実
事業手法見直し	5件	提案型公共サービス民営化制度の推進、寝具乾燥・消毒サービスの充実、子ども向け情報紙発行およびホームページの運営、結婚相談事業への支援、公民館連絡協議会事務

※令和4年度からスタートした「第四次総合計画」に合わせて事務事業を見直し、細分化していた事務事業を集約しました。令和4年度からは、集約した事務事業ごとに進行管理を実施しています。  
 図 企画政策課・内線589

### ウイングホール柏斎場使用料など 一部改正

◎使用料(10月1日(出)から改正)

区分	組合地域内		
	改正前	改正後	
火葬場	15歳以上(1体)	4,600円	6,000円
	15歳未満(1体)	2,200円	3,000円
	死胎(1体)	1,500円	2,000円
	改葬(1棺)	2,700円	3,000円
	四肢(1件)	1,800円	2,000円
待合室	2室目(1室)	1,800円	変更なし
大式場	15時～翌日14時30分	117,100円	
小式場		78,400円	
祭壇		15,600円	
霊安室		0時～24時(1体)	
霊柩自動車(1回)		11,200円	

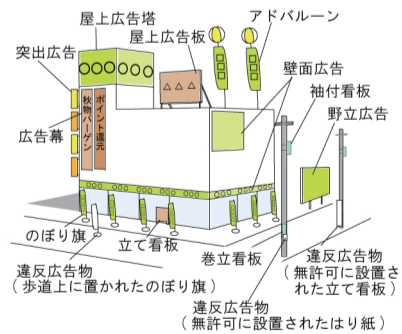
※組合地域内…死亡者・申請者(四肢は本人、改葬は申請者)の住所が我孫子・柏・流山市の方  
 ※組合地域外の方の使用料は改正なし  
 ◎火葬件数・時間、霊柩自動車(10月2日(日)から変更)

区分	変更前	変更後	
火葬場	件数	1日21件	1日24件
	時間	9時～15時 1時間ごとに3件	9時30分～15時 30分ごとに2件
霊柩自動車	各火葬時間で最大1件 通夜搬送(16時斎場着)	各火葬時間で最大1件 通夜搬送(15時30分斎場着)	

図 ウイングホール柏斎場☎7131-6649

### 屋外広告物の適正な掲出にご協力を 9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」

市では、千葉県屋外広告物条例と市の景観条例に基づき、屋外広告物の表示面積や色彩などを規制しています。また、違反広告物除去サポーターやサポート団体の協力の下、違法に取り付けられた貼り紙、貼り札、立て看板、広告旗を除去しています。昨年度は669件を除去しました。  
 主な掲出ルール ①種類ごとに表示面積や高さなどの制限があり、多くの場合は掲出前に市の許可が必要 ②許可には有効期限があり、期限後も掲出を継続する場合はあらかじめ更新手続きが必要 ③歩道を含む道路上や電柱への許可のない設置は不可



屋外広告物が無秩序に氾濫すると、街の美観を損ねるだけでなく、落下事故などにつながる危険性もあります。きれいで安全な街並みを目指し、屋外広告物の適正な掲出にご協力ください。  
 図 都市計画課景観推進室・内線541